佐賀県の漁業経営モデル構築業務委託仕様書

１　業務委託名

佐賀県の漁業経営モデル構築業務委託

２　目的

佐賀県漁業就業者支援協議会（以下、協議会）は、漁業就業者の確保・育成を目的として、平成 25 年度に県、市町及び関係漁協で組織され、各種支援事業を実施している。

そのような中、現在、漁業就業希望者等に対する助言や指導を行う際に、就業後の経営に関する具体的なイメージを示すことができるような「漁業種類ごとの漁業経営モデル」が整理されていないことから、本委託業務により、就業希望者が将来ビジョンを描くことができ、就業意欲の向上につながるような「佐賀県の漁業経営モデル」を構築・整理する。

３　契約期間

契約締結日から令和６年１月３１日（水）までとする。

４　委託業務の内容

（１）共通

本業務の実施に当たっては、予め、下記に示す佐賀県の漁業種類の内容（操業方法、時期等）について十分理解しておくこと。

・漁船漁業

【玄海地区】ごち網（知事許可漁業）、えびこぎ網（知事許可漁業）、小型定置網（第 2 種共同漁業）、採介藻（第 1 種共同漁業）、はえ縄（自由漁業）、いか釣り（自由漁業）

【有明海地区】固定式刺網（知事許可漁業）

・養殖業（区画漁業権漁業）

【玄海地区】魚類養殖、介類養殖、かき養殖、わかめ養殖

【有明海地区】さるぼう養殖

（２）調査

本業務の調査方法は、上記の 12 漁業種類に対して

・協議会との協議により選定した漁家に対するアンケート調査

・上記アンケートの回答者の中からさらに選定した漁家に対する聞き取り調査

・発注者が提供する漁家経営状況に関する情報の解析

からなるものとする。

（３）調査結果の整理及び解析

調査結果は、次の点に注意しながら整理、解析すること。

・漁業種類ごとに、平均的な経営規模や年間必要経費、労働日数（及び 1 日当たりの労

働時間)、推定の初期投資額、技術習得期間等が明快に理解できるよう整理すること
・同じ漁業種類であっても、経営状況が良い漁家とそうでない漁家があると思われる。その違いが生じている原因を、多様な角度から解析し、解決すべき課題を示すこと
・新規漁業就業者の就業開始から５年間の経営モデルを図に示すなど、整理解析結果は利用者にとって理解しやすい構成とすること。

５　契約上限額

１，７００千円（消費税及び地方消費税を含む）

６　留意事項

（１）委託業務の内容については、協議会と受託者とで協議を行い、決定する。
（２）事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
（３）国や県の事業との連携に留意しながら取り組むこと。
（４）業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、協議会からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
（５）業務遂行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
（６）本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関する受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
（７）本委託業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
（８）本事業において作成される成果物の著作権については、全て協議会に帰属する。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
（９）令和５年１２月末日までに中間報告書を提出すること。また、委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。